

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑

化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（信号機に関する基準） 第三条（略） 一（略） 二 交差点において他の信号機と一体的に交 通整理を行うことができる信号機であつて、 歩行者用青信号に従つて歩行者若しくは遠 隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通 行しているものに限る。）又は特定小型原 動機付自転車若しくは自転車<del>が</del>道路を横断 することができる場合において、当該信号 機及び当該他の信号機のいずれもが、車両 又は路面電車（交差点において既に左折又 は右折しているものを除く。）が当該道路 を通行することができることとなる信号を 表示しないこととなるもの</p>	<p>（信号機に関する基準） 第三条（略） 一（略） 二 交差点において他の信号機と一体的に交 通整理を行うことができる信号機であつて、 歩行者用青信号に従つて歩行者若しくは遠 隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通 行しているものに限る。）又は自転車<del>が</del>道 路を横断することができる場合において、 当該信号機及び当該他の信号機のいずれも が、車両又は路面電車（交差点において既 に左折又は右折しているものを除く。）が 当該道路を通行することができることとな る信号を表示しないこととなるもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。